

# 体育施設（田主丸地域）

【 指定管理者募集要項 】

令和3年7月

久留米市

市民文化部体育スポーツ課

# 目 次

1	はじめに	1 P
2	施設の概要	1 P
3	指定期間	2 P
4	指定管理者が行う業務の範囲	2 P
5	指定管理者が行う管理の基準	2 P
6	利用料金の収入の取扱い	5 P
7	指定管理者への指定管理料の支払等	6 P
8	応募資格等	6 P
9	公募に係る書類等の配布	7 P
10	提出書類	8 P
11	申請に係る事項	8 P
12	指定管理者候補者の選定及び指定	9 P
13	選定基準	10 P
14	審査項目と配点	10 P
15	全体スケジュール	11 P
16	説明会（現地）	11 P
17	質問受付及び回答	11 P
18	申請書類の著作権及び公表	12 P
19	申請に要する費用の負担	12 P
20	その他の注意事項	12 P
21	基本協定書及び年度協定書の締結	13 P
22	参考資料等	13 P

## 1 はじめに

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第24号)に基づき、公の施設である田主丸地域の体育施設(以下「体育施設」という。)の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者候補者の募集を行います。

## 2 施設の概要

### (1) 名称・所在地

①久留米市東部運動公園	久留米市田主丸町中尾 1270 番地
②久留米市田主丸ソフトボール場	久留米市田主丸町常盤 1111 番地 1
③久留米市田主丸武徳館	久留米市田主丸町田主丸 65 番地 2
④久留米市田主丸多目的運動室	久留米市田主丸町田主丸 459 番地 11
⑤久留米市田主丸テニスコート	久留米市田主丸町田主丸 57 番地 1
⑥久留米市田主丸多目的グラウンド	久留米市田主丸町船越 193 番地 2
⑦久留米市田主丸体育館	久留米市田主丸町船越 193 番地 2
⑧久留米市田主丸アリーナ	久留米市田主丸町常盤 1111 番地 1

### (2) 土地建物の概要

- ①久留米市東部運動公園  
敷地面積：約 56,000 m<sup>2</sup>  
建物構造：S造1階建(管理棟・倉庫)  
竣工：平成27年
- ②久留米市田主丸ソフトボール場  
敷地面積：12,580 m<sup>2</sup>  
工作物：照明灯 5基  
竣工：昭和52年
- ③久留米市田主丸武徳館  
敷地面積：2,954 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造 759,1 m<sup>2</sup>  
竣工：平成元年
- ④久留米市田主丸多目的運動室  
敷地面積：582,2 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造 複合施設2階部分  
竣工：平成24年
- ⑤久留米市田主丸テニスコート  
敷地面積：4,851 m<sup>2</sup>  
工作物：鋼管照明 15基  
竣工：昭和48年
- ⑥久留米市田主丸多目的グラウンド  
敷地面積：10,057 m<sup>2</sup>  
竣工：昭和44年

⑦久留米市田主丸体育館

敷地面積：450㎡

建物構造：不明

竣工：昭和59年

⑧久留米市田主丸アリーナ

敷地面積：3,836㎡

建物構造：鉄筋コンクリート造3階建

竣工：昭和56年

※ 施設の開館時間および休館日は「体育施設（田主丸地域）管理運営業務の基準」（別紙）にてお示しします。

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

「体育施設（田主丸地域）管理運営業務の基準」（別紙）のとおり

### 5 指定管理者が行う管理の基準

#### (1) 体育施設の利用の制限及び使用許可について

体育施設の利用の制限及び使用許可は、久留米市体育施設条例(昭和41年条例第11号。以下「体育施設条例」という。)、久留米市体育施設条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第1号）に定めるところにより行うものとします。

#### (2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の適用について

##### ① 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認められるときは、指定を取消し、または業務の停止を命ずることがあります。

##### ② 原状回復義務

指定期間が満了したとき、または指定を取り消されたときなどは、その管理しなくなった公の施設を直ちに原状に回復しなければなりません。

##### ③ 損害賠償義務

指定管理者の故意または過失により、施設または設備を損壊したり滅失したりした場合は、その損害を賠償する義務があります。

##### ④ 秘密保持義務

指定管理者及びその従事者は、管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。

また、管理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職務を退いた後においても同様です。

(3) 久留米市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、管理に係る個人情報の保護について久留米市（以下「市」という。）と同様の義務を負い、従事者が条例の罰則に規定する違反を行ったときは、刑事罰が課せられます。

また、顧客情報の流出等個人情報の不適切な取り扱いが指定の取消し、業務停止、損害賠償につながる場合があります。

(4) 久留米市情報公開条例の適用について

指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。また、指定管理者自らが、管理業務に関する情報の公開に規定を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備し、適正に運用するように指導をします。

(5) 久留米市行政手続条例の適用について

指定管理者は久留米行政手続条例(平成8年条例第24号)における「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

(6) 暴力団の排除について

暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについては、必要に応じて警察に照会します。また、指定管理者は公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても許可を取り消すなど、必要な措置を講じてください。

(7) 環境への配慮について

管理業務を行うにあたって、次のような環境への配慮に留意してください。

- ア 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- イ ごみの分別・減量・リサイクルに努めること。
- ウ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- エ 管理業務の履行において使用する物品等は、極力環境に配慮したものをを使用すること。

(8) 労働法令の遵守について

体育施設の管理運営にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)ほか労働関係法規を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮をすること。

(9) 障害者差別の禁止について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を深く理解し、障害のある人に対して不当な差別的取扱いや合理的配慮に欠けた対応をしてはなりません。

(10) 会計処理について

指定管理者は、適正な会計処理の実施のため次のことを明確に定め会計処理を行ってください。なお会計処理の状況については市による実地調査等により定期的に確認します。

- ア 施設の管理運営に係る収支について、指定管理者の他の事業の収支と会計上明確に区別すること。
- イ 会計帳簿やその他必要な会計書類について保存年限を定めて適切に整備、保管すること。
- ウ 会計処理に係るルールを明確に定め、組織的なチェック体制を構築すること。

(11) 災害対応について

災害発生時に避難所として位置づけられている施設においては、市からの避難所開設の要請に従い、指定管理者は、施設及び物品等をその用途に提供し、避難所の開設に迅速かつ的確に対応できるよう、市への協力を努めてください。

(12) 事業のモニタリングについて

指定管理者制度の導入は市民サービスの維持向上という重要な目的があり、指定管理者から定期的な事業報告の提出、市による不定期の立入検査、顧客満足度調査等によるモニタリングを実施することになります。

モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実な公共サービスが実施されているかを確認すると同時に、市が示すサービス水準を満たしているかを監視する手段です。継続的、安定的にサービスを提供することが可能であるかを監視し、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みです。

また指定管理者が行う施設の管理業務に係る出納その他事務の執行は、地方自治法に定める監査の対象となります。事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類等の提出を求められることがあります。

(13) 体育施設の管理に関する基本的な考え方

指定管理者が体育施設を管理するにあたり、基本的な考え方は次のとおりとします。

- ア 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- イ 条例、規則を遵守すること。また、体育施設の運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- ウ 個人情報の保護に十分留意し、適切な管理を行うこと。
- エ 公の施設であることに鑑み、納税者の視点に立って効率的な運営を行い、経費の節減に努めること。
- オ 地域住民や利用者の意見・要望を反映させ、指定管理者の創意や工夫により可能な限りその効用を高めること。
- カ 労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。また、職員の能力向上のために必要な研修を行うこと。
- キ 当該体育施設は、地域のスポーツ活動の拠点でもあり、地域のスポーツ振興と住民の体力・健康増進の拠点となる体育施設であるため、善良な意志により安定した管理運営を行い、特に安全性の確保に努めること。

ク 管理業務を行うにあたり、再委託、物品の調達を行う場合は、久留米市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

(14) 行政財産の目的外使用について

指定管理者は、施設の設置目的を損なわないことを条件に行政財産の目的外使用について、教育委員会から許可を得ることができます。

ただし、久留米市行政財産使用料条例に基づき、使用料を徴収します。

(15) 全部委託の禁止

指定管理者は、体育施設の管理に関する業務を一括して第三者に委託(再委託)し、又は請け負わせてはなりません、ただし、清掃、警備等の管理運營業務の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。なお、このような業務の再委託を行う場合は、久留米市の承認が必要となります。

(16) 指定期間の終了

指定管理者は指定期間の終了に伴い、次期指定管理者等への業務の引継を行わなければなりません。引継に関する具体的な項目については、個々の施設の形態や状況に応じて予め定めておいてください。

## 6 利用料金収入の取扱い

(1) 利用料金制の導入

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく、「利用料金制」を採用します。

なお、利用料金の額は、条例別表で定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例で定める額を上限とします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）
--

(2) 利用料金の免除及び補填について

体育施設条例第14条、久留米市体育施設使用料等の減免及び還付に関する規則（平成14年規則第34号）第2条の規定による利用料金の減免の申請がなされた場合には、利用料金の免除を行わなければならないものとします。

なお、市による免除相当分の補填はしないものとします。

## 7 指定管理者への指定管理料の支払等

### (1) 管理費の支払いについて

施設の管理運営に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、原則として精算は行いません。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、応募の際に提出された「収支計画書」を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議を行い、年度協定において定めます。

新しい生活様式：管理する施設の利用者、従業員その他の関係者の感染防止に努めることのほか、施設ごとの感染症対策（施設の消毒、検温、利用者の名簿作成等）をいいます。

### (2) 指定管理料の債務負担行為について

次期指定期間の指定管理料の限度額（債務負担行為）は、下記のとおりです。

事項	期間	限度額
体育施設（田主丸地域） 指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	148,000千円

### (3) 提案額の積算条件について

指定管理料の限度額（債務負担行為）の範囲内で、「収支計画書」により、指定期間の指定管理料を提案してください。

※総収入の積算にあたっては、感染症の影響を加味せず、過去の実績を参照の上、想定される利用料金収入とします。（新型コロナウイルス感染症の影響が発生した場合は、リスク分担に基づき別途協議します。）

※「新しい生活様式」の範囲内における感染症対策については、あらかじめ必要経費として見込んでください。

## 8 応募資格等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。

また、複数の団体等により構成されたグループ（共同企業体）による応募も可能とします。なお、グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（5）のいずれかに該当する団体（グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（1）、（3）、（4）、（5）、（6）のいずれかに該当する団体）は応募できないものとします。応募後に該当することが判明した場合は失格とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人その他の団体等

(2) 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等

(3) 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等



- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生または再生手続きを開始している法人その他団体等
- (5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方自治体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者
- (6) 複数の団体等により構成されたグループ（共同企業体）による応募で、次に掲げるその他の団体等
- ① 単独で応募した団体が、グループ（共同企業体）による応募の構成団体になること。
  - ② 複数のグループ（共同企業体）による応募の構成団体になること。
  - ③ 構成団体の全てが上記（2）に該当する団体
- (7) 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の限度額（債務負担行為）を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

## 9 公募に係る書類等の配布

### (1) 配布期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月13日（月）まで

（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）

### (2) 配布場所

〒830-0042

久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階）

久留米市市民文化部体育スポーツ課

電話：0942-30-9226 FAX：0942-38-2259

E-mail：taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp

※配布資料は市のホームページからもダウンロードが可能です。

### (3) 配布資料

- ① 久留米市体育施設（田主丸地域）指定管理者募集要項（本書）
- ② 久留米市体育施設（田主丸地域）管理運営業務の基準
- ③ 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- ④ グループ応募構成書（様式1）
- ⑤ 応募資格に係る申立書（様式2）
- ⑥ 管理運営業務計画書（様式3）
- ⑦ 管理に係る収支計画書（様式4）

- ⑧質問書（様式5）
- ⑨委任状（様式6）

## 10 提出書類

提出する書類は、次に掲げる項目とします。

なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書（様式1）及び構成する団体すべてに係る②、⑤、⑥、⑦の書類を併せて提出してください。

また、申請等を本社ではなく支社、事業所、事務所等で行う場合には、委任状（様式6）を併せて提出してください。

①指定管理者指定申請書（第1号様式）

②応募資格を有することを証する書類

㊦団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

㊧当該法人の登記簿謄本

㊨納税証明書（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書（様式2）の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、県税及び市町村税は受任地の証明書を提出してください。

㊩役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの）及び履歴書

㊪応募資格に係る申立書（様式2）

※令和3年7月13日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヶ月以内のものとしてします。

③管理運営業務計画書（様式3）

④管理に係る収支計画書（様式4）

⑤団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

※いずれも直近の会計年度のもの

⑥パンフレット等団体の概要がわかるもの

⑦その他必要と思われる書類

※必要に応じて団体の活動実績や組織図、資格証明書、許可書等を追加で求めることがあります。

なお、暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募した者について、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

また、提出された申請書類は情報公開制度の対象であり、請求に対する公開・非公開の決定については、久留米市情報公開条例に基づいて行います。

## 11 申請に係る事項

### (1) 申請期間

令和3年8月30日（月）から令和3年9月13日（月）まで

（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日は除く）

## (2) 提出先

〒830-0042

久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階）

久留米市市民文化部体育スポーツ課

電話：0942-30-9226      FAX：0942-38-2259

E-mail：taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp

## (3) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を提出してください。なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、上記で示した提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）に綴り、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本及び副本がわかるように明記してください。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

## (4) 提出方法

申請期間内に持参または郵送により提出してください。

ただし、郵送による場合は、令和3年9月13日（月）午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

## 1.2 指定管理者候補者の選定及び指定

### (1) 選定方法

教育委員会が設置する選定委員会において、第1次審査（書類審査）、第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、申込資格を有する申込者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体等を指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定します。また、応募団体等が3以上ある場合は、第2順位の候補者を選定します。

選定にあたり令和3年10月上旬（予定）に選定委員会によるプレゼンテーション審査等を予定しています。なお、この選定において、別に定める総合点数の最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、各応募団体等に対してその旨を示した上で、再度管理運営業務計画書等の必要書類を提出いただき、2回目の選定委員会による面接等を行います。

これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

※第1次審査の結果は、審査後速やかにすべての申請者に文書にて通知します。

※第1次審査通過者に、第2次審査を実施します。

※第2次審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。

※第2次審査の日時・会場等については、決定次第速やかに文書にて通知します。

### (2) 選定の結果

令和3年10月中旬（予定）にすべての第2次審査の参加者に文書で通知します。また、市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

※審査結果は、すべての第2次審査参加者の名称・評価・採点表を公表します。

### (3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体等は、令和3年11月下旬に召集予定の久留米市議会定例会における議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。

ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

## 1.3 選定基準

次に掲げる事項のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定します。

- ① 事業計画による施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、その管理に係る経費の縮減が図られているものであること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ⑤ 地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

## 1.4 審査項目と配点

指定管理者候補者の選定は、以下の審査項目と配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式により行います。

審査項目	具体的な項目	配点
1 住民の利用に関し公平性を確保することができる。	施設の設置目的の理解	(20)
	個人情報、平等利用など団体経営モラル	
	安全対策、危機管理体制の構築	
2 施設の効用を最大限に発揮させる。	利用者の満足向上、利用促進策	(35)
	施設・設備の保守・維持管理策	
	地域、利用団体等との連携	
3 管理に係る経費の縮減が図られている。	経費削減の具体策	(15)
	環境に配慮した取組み	
	収支状況改善計画など	
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する。	収支事業計画の整合性	(25)
	職員体制、財務状況	
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められる。	地域との連携・協働による事業展開	(5)
総配点 (100)		

## 15 全体スケジュール

① 公募に係る書類等の配布期間	令和3年7月13日(火)～9月13日(月)
② 現地説明会の開催	7月28日(水)
③ 質問書提出期間	7月13日(火)～8月16日(月)
④ 質問に対する最終回答日	8月23日(月)
⑤ 申請期間	8月30日(月)～9月13日(月)
⑥ 1次審査(書類審査)通知	9月中旬(予定)
⑦ 2次審査(プレゼンテーション審査)	10月上旬(予定)
⑧ 選定結果公表	10月中旬(予定)
⑨ 指定管理者候補者と仮基本協定の締結	11月下旬(予定)
⑩ 指定管理者の指定	12月定例議会
⑪ 翌年度の年度協定内容等の協議、引継等	令和4年1月～3月
⑫ 年度協定の締結・管理開始	令和4年4月1日

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、日程が変更となる場合があります。

## 16 説明会(現地)

応募方法、提案書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。

説明会への参加は応募の必須条件ではありません。

なお、施設に立ち入られる場合は、感染症対策へのご協力をお願いいたします。

- ① 開催日時 令和3年7月28日(水) 10時から 2時間程度
- ② 開催場所 久留米市田主丸アリーナ1階 第3研修室  
(久留米市田主丸町常盤1111番地1)
- ③ 参加者等 1団体等につき2名まで
- ④ 申込方法 令和3年7月26日(月)午後5時15分までに、久留米市市民文化部  
体育スポーツ課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、  
団体名、役職名、氏名、連絡先を郵送、FAX、電子メールのいずれかで  
申込みを行ってください。なお、その際の様式は問いません。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスクを着用の上、ご来館下さい。

※体調の優れない方の参加はご遠慮ください。

## 17 質問受付及び回答

### (1) 質問受付期間

令和3年7月13日(火)から令和3年8月16日(月)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜は除く)

### (2) 質問書様式

質問書(様式5)

### (3) 提出方法

質問の要旨を簡潔にまとめたものを、久留米市市民文化部体育スポーツ課（公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ）へ、郵送、FAX、持参、電子メールのいずれかにて提出してください。

ただし、郵送による場合は、令和3年8月16日（月）午後5時15分までに必着とし、配送が確認できる方法で送付してください。なお、電話での受付は行いません。

### (4) 回答方法

受け付けた質問は随時、市のホームページで回答し、最終回答日を令和3年8月23日（月）とします。質問者ほか応募団体は各自で確認してください。なお、個別の回答は行いません。また、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

## 18 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は申込者に帰属します。

指定管理者候補者の選定後は、申請書類は久留米市情報公開条例に基づき公表し、又は開示することができるものとします。

## 19 申請に要する費用の負担

申請に関する費用は、すべて申込者の負担とします。

## 20 その他の注意事項

### (1) 複数提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

### (2) 申請書類の取扱い

市が受理した申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

### (3) 申請書類の変更

市が受理した申請書類については、軽微な修正を除き変更は認められません。

### (4) 申請書類等の虚偽等による失格

申請書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格とします。

### (5) 追加書類の提出

市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

### (6) 応募辞退

市が申請書類を受理した後に辞退する場合には、辞退届（様式は任意）を提出してください。

## (7) 接触の禁止

応募団体等が本案件の応募に関し、選定委員会委員に対して個人的に接触することを禁じます。

### 2.1 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者は指定管理者候補者として仮基本協定を締結します。その後、久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。当該仮基本協定の確定は、仮基本協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。

年度協定書については、基本協定書に基づき締結します。また、基本協定書及び年度協定書への印紙の貼付の要否については、指定管理者の候補者において、税務署に確認し、必要に応じて貼付をするものとします。

### 2.2 参考資料等

過去の収支決算（平成30年度～令和2年度）の状況を別紙にて示します。